

岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市地域おこし協力隊設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき設置する岡崎市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）等の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象活動)

第2条 補助金交付の対象となる活動は以下のとおりとする。

- (1) 設置要綱第4条に掲げる活動
- (2) 隊員の2年目以降の任期終了日から3年以内（ただし、設置要綱第8条により延長期間があった場合は、当初委嘱の日から6年を超えないものとする。）に額田地域内で起業する者又は事業を引き継ぐ者が行う、起業や事業承継に関する活動

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の補助金の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 第2条第1号に掲げる補助対象活動について補助金の交付を受けようとする隊員は、岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、活動月の翌月5日までに市長に提出しなければならない。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、市役所の翌営業日とする。

- (1) 岡崎市地域おこし協力隊活動報告書（設置要綱様式第3号）
 - (2) 岡崎市地域おこし協力隊地域外活動報告書（設置要綱様式第4号）
 - (3) 岡崎市地域おこし協力隊活動経費報告書（設置要綱様式第5号）
 - (4) 領収書、契約書等の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 第2条第2号に掲げる補助対象活動について補助金の交付を受けようとする隊員等は、事業計画書（任意様式）及び収支計画書（任意様式）を活動開始前までに市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
 - 3 第2条第2号に掲げる補助対象活動について補助金の交付を受けようとする隊員等は、岡

岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、活動月の翌月5日までに市長に提出しなければならない。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、市役所の翌営業日とする。

- (1) 岡崎市地域おこし協力隊起業・事業承継活動報告書（設置要綱様式第6号）
- (2) 領収書、契約書等の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定の上、岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付決定を隊員等に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 隊員等が前条の通知を受けたときは、岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付請求書（様式第3号）により、速やかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の支払い）

第7条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該補助金を支払うものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第8条 市長は、隊員等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認める事実があったとき。

（証拠書類等の保存）

第9条 補助金の交付を受けた隊員等は、補助金に係る収支の事実を明確にした証拠書類等を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱が定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限りでその効力を失う。

附 則（令和6年4月1日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日改正）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	補助対象経費	補助金の額
<p>第2条第1号に掲げる補助対象活動に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の賃借料に要する経費（敷金、礼金、駐車場代及び光熱水費を除く。委嘱日前日から遡及して2週間の範囲内の経費を含む。） ・活動用車両の燃料費、市内公共交通機関等の運賃 ・活動用車両の借上げに要する経費（委嘱日前日から遡及して2週間の範囲内の経費を含む。） ・情報の発信に要する通信に係る経費 ・市外旅費、宿泊費その他隊員の移動、滞在に要する経費 ・消耗品、作業道具等の購入又は借上げに要する経費 ・関係機関等と行う協議等に要する経費 ・必要な知識等の習得、隊員の能力の向上等を目的とする研修等の受講に要する経費 ・居住するために必要となる環境整備に要する経費 ・その他地域おこし活動のために市長が必要と認める経費 	<p>経費実費相当額。ただし、経費の合計は、隊員1人当たり一の年度において200万円（以下この欄において「上限額」という。）を限度とする。ただし、活動期間が1年に満たない場合は、上限額を12で除した額に活動期間の月数を乗じて得た額を限度とする。</p>
<p>第2条第2号に掲げる補助対象活動に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備費、備品費、土地賃借費、建物賃借費 ・法人登記に要する経費 ・知的財産登録に要する経費 ・マーケティングに要する経費 ・技術指導受入れに要する経費 ・経営改善に向けた専門人材の活用に要する経費 ・新商品開発、新技術導入等による付加価値向上に要する経費 ・従業員の育成・能力開発に要する経費 ・その他起業や事業承継のために市長が必要と認める経費 	<p>経費実費相当額。経費の合計は、隊員1人当たり一の年度において100万円を限度とする。ただし、当該起業・事業承継において、起業の場合は1人以上の新規雇用、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数の維持を行った場合にあっては、当該者1人あたり200万円を限度とする。なお、当該年度以前に支給を受けたことがある場合は、それまでに支給された額を差し引いた額を限度とする。</p>

様式第1号（第4条関係）

岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 岡崎市長

申請者 住所
氏名

年 月の活動について、岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- 岡崎市地域おこし協力隊活動報告書（設置要綱様式第3号）
- 岡崎市地域おこし協力隊地域外活動報告書（設置要綱様式第4号）
- 岡崎市地域おこし協力隊活動経費報告書（設置要綱様式第5号）
- 岡崎市地域おこし協力隊起業・事業承継活動報告書（設置要綱様式第6号）
- 領収書、契約書等の写し
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

岡崎市指令 第 号
年 月 日

様

岡崎市長

岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 付帯事項

岡崎市市費補助金等に関する規則及び岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 岡崎市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で交付決定通知のあった補助金について、岡崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	
店 舗 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
フリガナ	
口座名義人	